

● 地方公共団体における

ストレスチェック制度実施

事例集

2017

事例 1	埼玉県	4
事例 2	高知県	6
事例 3	名古屋市	8
事例 4	大阪市	10
事例 5	大船渡市	12
事例 6	久留米市	14

● はじめに

平成 26 年 6 月に労働安全衛生法が一部改正され、医師又は保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という）を実施することなどを事業者の義務（職員 50 人未満の事業場は当分の間努力義務）とする新たな制度が導入されました。（平成 27 年 12 月施行）

この制度は、職員のストレスの程度を把握し、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場環境改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、職員がメンタルヘルス不調になることを未然に防止すること（一次予防）を主な目的としています。

実際の制度の運用は、労働安全衛生法により事業者に対してストレスチェックの実施を義務付けている一方、職場ごとの集団分析など、努力義務としている事項も多いことから、各地方公共団体の方針等によって様々で、組織の規模や風土、また地域によって特色ある取組が行われています。

本書は、地方公共団体におけるストレスチェックの実施方法や医師による面接指導等の対応、また、公務職場の特殊性などによる課題やその改善策等について、特色ある取組を行っている地方公共団体取材し、全国の地方公共団体がストレスチェックを実施するにあたり、参考となる事例集としてまとめたものです。

本書が、働きやすい職場づくりや職員のメンタルヘルス不調の未然防止の一助となれば幸いです。

● 地方公務員のメンタルヘルスに関する状況

「地方公務員 健康状況等の現況」（平成 28 年度）によると、体調を崩して長期病休となる職員（長期病休者）の数は、職員 10 万人当たり 2,433.6 人となっており、高止まりの状況が続いています。【図 1】

特に、「精神及び行動の障害」（いわゆる「心の病」）による長期病休者数は、職員 10 万人当たり 1,337.8 人で、10 年前の約 1.4 倍、15 年前の約 3.0 倍となっています。【図 2】

これは、職員が 100 人いる職場であれば、心の病による長期病休者が 1 人以上いることを意味しています。

また、「精神及び行動の障害」が長期病休者全体に占める割合も年々増加し、平成 28 年度には、5 割を超えています。

このような状況から地方公共団体においては、より積極的にメンタルヘルス対策を推進していくことが重要かつ喫緊の課題となっています。

職員自身が自らのストレスに気づき自発的に適切な対処をするとともに、職場のストレスの要因そのものを軽減するため、各事業場の管理監督者などによる職場環境の改善を進め、メンタルヘルス不調の発生を防止していくことが大切です。

図 1 長期病休者数(10万人率)の推移

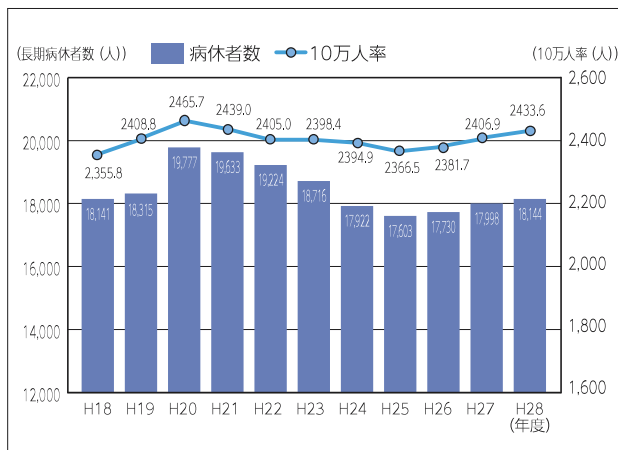
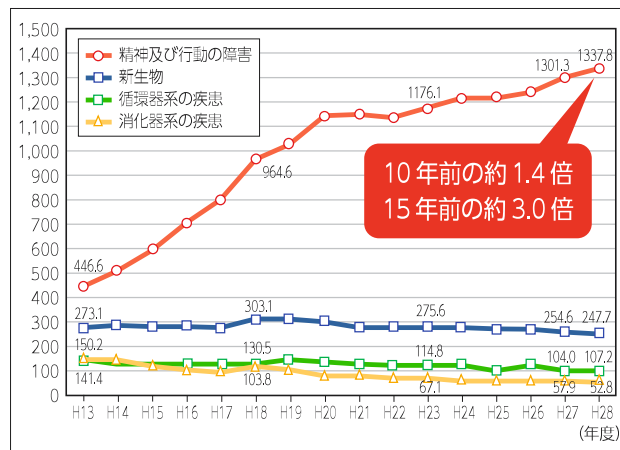


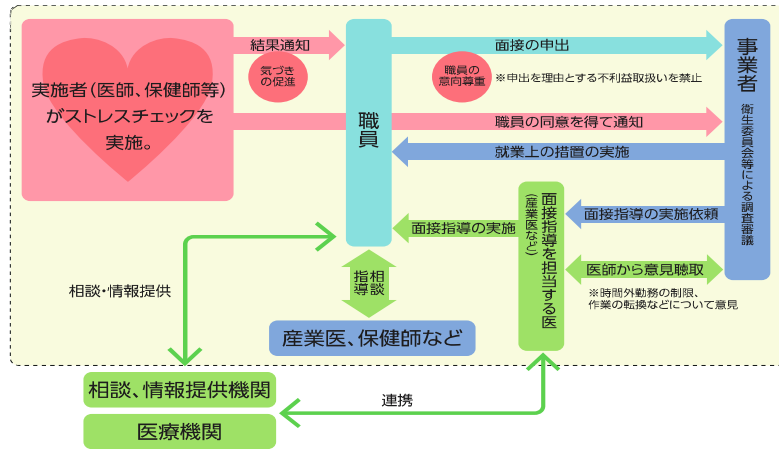
図 2 主な疾病分類別の長期病休者(10万人率)の推移



出典：（一財）地方公務員安全衛生推進協会「地方公務員 健康状況等の現況」

● ストレスチェック制度の枠組み

ストレスチェック制度の実施体制などを整理すると次のようになります。



● 地方公共団体におけるストレスチェック制度の実施状況等 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

● ストレスチェック制度を実施した事業場の割合 (ストレスチェック実施率)

事業場規模	常時 50 人以上の職員を使用する事業場	常時 50 人未満の職員を使用する事業場
全体	99.2%	87.2%
都道府県、政令指定都市	(100.0%)	(98.8%)
市区町村等	(98.0%)	(84.6%)
知事及び市区町村長	98.8%	92.2%
都道府県、政令指定都市	(100.0%)	(100.0%)
市区町村等	(97.9%)	(90.1%)
教育委員会	99.7%	84.2%
都道府県、政令指定都市	(100.0%)	(97.5%)
市区町村等	(98.4%)	(81.8%)
警察	100.0%	100.0%
都道府県、政令指定都市	(100.0%)	(100.0%)
消防	98.5%	79.5%
都道府県、政令指定都市	(100.0%)	(100.0%)
市区町村等	(97.7%)	(77.7%)
公営企業	98.9%	87.9%
都道府県、政令指定都市	(100.0%)	(100.0%)
市区町村等	(98.1%)	(83.2%)

● ストレスチェックを受けた職員の割合 (ストレスチェック受検率)

事業場規模	常時 50 人以上の職員を使用する事業場	常時 50 人未満の職員を使用する事業場
全体	87.9%	71.5%
都道府県、政令指定都市	(88.3%)	(86.8%)
市区町村等	(87.5%)	(65.5%)

● ストレスチェックを受けた職員のうち医師による面接指導を受けた職員の割合

事業場規模	常時 50 人以上の職員を使用する事業場	常時 50 人未満の職員を使用する事業場
全体	0.58%	0.48%
都道府県、政令指定都市	(0.36%)	(0.40%)
市区町村等	(0.86%)	(0.52%)

● 集団分析を実施した事業場の割合

事業場規模	常時 50 人以上の職員を使用する事業場	常時 50 人未満の職員を使用する事業場
全体	89.7%	69.1%
都道府県、政令指定都市	(95.6%)	(79.1%)
市区町村等	(79.3%)	(66.5%)

総務省自治行政局公務員部公務員課、安全厚生推進室「平成 28 年度地方公共団体の勤務条件等調査結果」